

令和6年生駒市教育委員会

第2回定例会 議案

令和6年2月26日

生駒市教育委員会



令和6年生駒市教育委員会(第2回)定例会議案目録

議案番号	議 案 名	項
報告第2号	生駒市スポーツ推進審議会からの答申について	1
議案第5号	第2期生駒市スポーツ推進計画の策定について	3
議案第6号	生駒市生涯学習施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	4
議案第7号	令和6年度予算編成について	5
議案第8号	令和6年生駒市議会第1回(3月)定例会提出議案の意見について	6
議案第9号	生駒市長の権限に属する事務の補助執行の解除について	16
議案第1号	生駒南小学校・生駒南中学校整備事業基本構想の策定について	18
議案第2号	令和6年度生駒市学校教育の目標について	19



報告第2号

生駒市スポーツ推進審議会からの答申について

生駒市スポーツ推進審議会からの答申について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第6条第1号の規定により、別冊のとおり報告する。

令和6年2月26日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子



生 駒 市 教 育 委 員 会  
生 駒 市 教 育 長 原 井 葉 子 様

生 駒 市 教 育 委 員 会  
生 駒 市 教 育 長 原 井 葉 子 様

生 駒 市 教 育 委 員 会  
生 駒 市 教 育 長 原 井 葉 子 様

生 駒 市 教 育 委 員 会  
生 駒 市 教 育 長 原 井 葉 子 様

### 第2期生駒市スポーツ推進計画の策定について（答申）

令和4年6月27日付け生教ス第58号で諮問のあった標記の件について、慎重に審議を重ね、別紙「第2期生駒市スポーツ推進計画（案）」のとおり取りまとめましたので答申いたします。

本審議会は、第2期生駒市スポーツ推進計画（以下「本計画」という。）の策定にあたり、生駒市スポーツ推進計画（以下「前回計画」という。）の理念を踏襲しつつ、前回計画の事業・施策を検証いたしました。

また、令和4年度に行ったスポーツ及びスポーツ施設に関する市民意識調査結果から明らかになった課題や、令和13年度に「国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会」が奈良県で開催されること、国が進める学校部活動の地域移行を見据えた「新たな地域クラブ活動」の推進などのスポーツを取り巻く社会環境の変化や新たな課題にも対応できる計画とすべく審議を行ってまいりました。

この答申を機に、子どもから高齢者、障がい者を含めたあらゆる市民がスポーツでつながり、笑顔と元気があふれる街となることを期待しています。

今後、本審議会としても、教育委員会と連携しつつ、本市のさらなる発展のために尽力してまいりたいと考えております。

議案第 5 号

第 2 期生駒市スポーツ推進計画の策定について

第 2 期生駒市スポーツ推進計画の策定について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 6 0 年 4 月生駒市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 1 号の規定により、別冊のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 2 6 日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

議案第 6 号

生駒市生涯学習施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

上記議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 6 日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

生駒市生涯学習施設条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市生涯学習施設条例施行規則（平成 2 4 年 4 月生駒市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表やまびこホールの項を削る。

第 3 条の表やまびこホールの項を削る。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第7号

令和6年度予算編成について

令和6年度予算編成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。

令和6年2月26日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

## 議案第 8 号

令和 6 年生駒市議会第 1 回（3 月）定例会提出議案の意見について

令和 6 年生駒市議会第 1 回（3 月）定例会提出議案の意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により、教育委員会の意見を求める。

令和 6 年 2 月 2 6 日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

### 【提出議案】

- ・ 令和 5 年度生駒市一般会計補正予算（第 9 回）
- ・ 生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- ・ 生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

## 第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

1 追加

[単位 千円]

款	項	事業名	金額
民 生 費	児 童 福 祉 費	児 童 福 祉 経 費	18,777
		児 童 手 当 支 給 経 費	2,420
教 育 費	教 育 総 務 費	生駒南小学校・中学校整備事業	7,920
	小 学 校 費	小 学 校 施 設 管 理 費	3,340
	中 学 校 費	中 学 校 施 設 管 理 費	10,491
	社 会 教 育 費	体 育 施 設 整 備 事 業	14,829

## 第 3 表 地 方 債 補 正

変更

[単位 千円]

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の 方法	利 率	償還の方法
体育施設 整備事業	16,600	"	"	"	26,400	"	"	"

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節分		説明
				区分	金額	
1 民生費国庫負担金	4,807,616	60,315	4,867,931	2 児童福祉費負担金	60,315	子どものための教育・保育給付交付金
3 教育費国庫負担金	89,682	902	90,584	1 幼稚園費負担金	902	子どものための教育・保育給付交付金
計	5,117,627	61,217	5,178,844			

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節分		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金	809,309	3,630	812,939	2 児童福祉費補助金	3,630	子ども・子育て支援事業費補助金
5 教育費国庫補助金	16,838	4,943	21,781	5 社会教育費補助金	4,943	体育施設整備事業補助金
計	4,387,738	8,573	4,396,311			

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

目	補正前の額	補正額	計	節分		説明
				区分	金額	
1 民生費県負担金	2,175,796	30,157	2,205,953	2 児童福祉費負担金	30,157	施設型給付費等県費交付金
4 教育費県負担金	44,840	451	45,291	1 幼稚園費負担金	451	施設型給付費等県費交付金
計	2,247,722	30,608	2,278,330			

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費県補助金	691,894	2,439	694,333	2 児童福祉補助金	2,439	施設型給付費等県費補助金
6 教育費県補助金	34,303	247	34,550	2 幼稚園費補助金	247	施設型給付費等県費補助金
計	1,073,000	2,686	1,075,686			

(款) 22 市債

(項) 1 市債

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
7 教育債	43,300	9,800	53,100	1 社会教育債	9,800	体育施設整備事業債
計	2,077,200	11,000	2,088,200			

歳 出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特定財源		その他			
				国県支出金	地方債				
1 児童福祉総務費	3,416,681	2,420	3,419,101	2,420 (国補)		2,420	12 委託料	児童手当システム等委託料	
2 児童保育費	2,184,100	139,307	2,323,407	92,911 (国負) 60,315 (県負) 30,157 (県補) 2,439		139,307	18 負担金補助及び交付金	施設型給付費等負担金	
計	7,259,760	141,727	7,401,487	95,331		46,396			

(款) 8 教育費

(項) 4 幼稚園費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特定財源		その他			
				国県支出金	地方債				
1 幼稚園費	852,957	2,299	855,256	1,600 (国負) 902 (県負) 451 (県補) 247		2,299	18 負担金補助及び交付金	施設型給付費等負担金	
計	852,957	2,299	855,256	1,600		699			

（款） 8 教育費

（項） 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内訳		区分	金額	説明	
				特別支出金	財源		一般財源	節				
					地方債	その他						金額
2 社会教育施設費	888,176	14,829	903,005	4,943 (国補) 4,943	9,800		86	14 工事請負費	14,829	体育施設整備工事		
計	1,408,846	14,829	1,423,675	4,943	9,800		86					

〔単位 千円〕



議案第 18 号

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和6年3月5日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正する条例

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め  
る条例（平成26年12月生駒市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければ」を「掲  
示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接  
受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをい  
い、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ  
」に改める。

第53条第1項中「特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者又は特定子ど  
も・子育て支援提供者（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）  
」を「特定教育・保育施設等」に改め、同条第2項第2号中「磁気ディスク、シ  
ー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録して  
おくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）  
」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 23 条の改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。



議案第 19 号

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に  
関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和6年3月5日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する  
条例の一部を改正する条例

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例  
(令和元年8月生駒市条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表中「(4, 500)」、「(4, 400)」、「(5, 250)」、「(5, 150)」、「(6, 000)」、「(5, 850)」、「(7, 000)」、「(6, 850)」、「(8, 000)」、「(7, 850)」、「(9, 250)」、「(9, 050)」、「(10, 500)」、「(10, 300)」、「(12, 550)」、「(12, 300)」、「(14, 150)」、「(13, 900)」、「(15, 450)」、「(15, 150)」、「(16, 800)」、「(16, 500)」、「(18, 200)」、「(17, 850)」、「(19, 500)」、「(19, 150)」、「(21, 200)」、「(20, 800)」、「(22, 850)」、「(22, 450)」、「(24, 650)」、「(24, 200)」、「(30, 800)」、「(30, 250)」、「(34, 000)」及び「(33, 400)」を削り、同表備

考第7項を削り、同表備考第8項中「前項の規定にかかわらず、」を削り、「括弧内の」を「額に2分の1を乗じて得た」に改め、同項を同表備考第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 8 前項の規定にかかわらず、特定被監護者等（令第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、満3歳未満保育認定子どもの利用者負担額は、最年長の特定被監護者等から順に2人目以降は0円とする。

別表備考第9項を削る。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、令和6年4月分の利用者負担額から適用し、同年3月分までの利用者負担額については、なお従前の例による。

議案第9号

生駒市長の権限に属する事務の補助執行の解除について

生駒市長の権限に属する事務の補助執行の解除について、別紙のとおり生駒市長から協議があり、この協議に対し同意等を行うことについて、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第2条第16号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和6年2月26日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

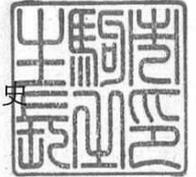


生 企 第 5 6 号

令和 6 年 2 月 2 2 日

生駒市教育委員会 様

生駒市長 小 紫 雅 史



生駒市長の権限に属する事務の補助執行の解除について（協議）

このことについて、生駒市教育委員会に対する補助執行規則（平成28年3月生駒市規則第10号）第2条に規定する生駒市長の権限に属する事務の一部を生駒市教育委員会事務局の職員に補助執行させている事務のうち、下記の事務について補助執行を解除したいので、地方自治法180条の2の規定により協議します。

#### 記

#### 補助執行を解除する事務

- ・ 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- ・ 子ども・子育て会議に関すること。
- ・ 少子化対策に関すること。
- ・ 子育て支援に関する企画、調査及び連絡調整に関すること。
- ・ 地域子育て支援拠点事業に関すること。
- ・ ファミリー・サポート業務に関すること。
- ・ その他子育て支援に関すること。
- ・ 子育て支援総合センターの管理及び運営に関すること。
- ・ 子ども家庭総合支援拠点に関すること。
- ・ 家庭児童相談室に関すること。
- ・ 養育支援訪問事業に関すること。
- ・ 子育て短期支援事業に関すること。
- ・ 要保護児童対策地域協議会に関すること。
- ・ その他児童虐待に関すること。
- ・ こどもサポートセンターの管理及び運営に関すること。

議案第 1 号

生駒南小学校・生駒南中学校整備事業基本構想の策定について

生駒南小学校・生駒南中学校整備事業基本構想の策定について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第2条第1号の規定により、別冊のとおり提出する。

令和6年2月26日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

議案第 2 号

令和 6 年度生駒市学校教育の目標について

令和 6 年度生駒市学校教育の目標について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 6 0 年 4 月生駒市教育委員会規則第 6 号）第 3 条の規定により、別冊のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 2 6 日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

